

広島県告示第九百二十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年八月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
堀越六地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
広島市南区		堀越二丁目						三四三番二	標柱一号及び二号		
								三八九番一	標柱三号及び四号		
								三九二番一	標柱五号、六号及び七号		
								六〇番一	標柱八号		
								三四三番一	標柱九号		
								三四三番二	標柱一〇号		